

改革に向けての提案

2020/11/24

増田 寛也

1人当たり平均窓口負担額(年間額)の変化(配慮措置前)

8.1万円 → 11.5万円 (+3.4万円)

- ① 負担増なのか → Yes but 70-74 歳の方は既に同じ負担をしている(若者はもっと負担)。少し後の世代と同じになる負担をお願いしようとしていることを丁寧に説明すべき。
- ② むしろ、75 歳以上の方(だけ)に▲3.4万円の軽減措置(約3割の軽減措置)を引き続き設けようとしていることをご理解いただくべき。
(注)応能負担は保険料負担においてより徹底すべきとの考え方からは、後期高齢者の保険料制度の3割以上の軽減措置(5割軽減・7割軽減合計で下位 55%)より広い窓口負担割合の軽減措置(1割負担)を設けることは、説明がつきにくい可能性(この考え方からは、2割負担対象者の範囲は少なくとも上位 45%程度)。
- ③ 現役世代の負担軽減効果(1人当たり変化)はもちろん、後期高齢者の保険料軽減効果(1人当たり変化)を改革効果に織り込むべき。
たとえば上位 44%の選択肢では1人 2,000 円程度後期高齢者の保険料を軽減されるのではないか(健康な後期高齢者は保険料軽減効果のみを享受)。保険料負担額を含め、変化は3.4万円でなく3.2万円(配慮措置後2.9万円)であるとすべきでは？
- ④ 現役世代の負担軽減効果に加え、待機児童の解消などの現役世代の給付増効果を含め、全世代型社会保障改革としての改革効果の全体像をパッケージで示していくべき(何のための改革か、大きなメッセージを伝えていく必要)。

(参考)介護保険との比較

- 現役世代の保険料負担への依存度(現役世代負担軽減の必要度)の違い
後期高齢者医療38% ⇔ 介護保険 22%
(後期高齢者支援金の割合) (2号保険料の割合)
 - 2割負担導入時の1人当たり負担額の変化の違い
後期高齢者医療 3.4万円(今回) ⇔ 介護保険 10万円超 (医療の受診はしばしば単発的、介護の利用は継続的)
- ⇒ 介護保険の2割負担の対象範囲を参考に後期高齢者医療の2割負担の対象範囲を論ずることはできない。